

(六) 新谷支部

五月二十四日班代表委員會ヲ漢草區于東町一ノ一一二飲食店前屋方ニ於テ開催(二十九名出席)

(一) 支部基金ヲ即時各自五圓定納入シ各班ニ於テ保管スルコト

(二) 再款願運動ニ関シテハ本部指令ニ依リ一致ノ行動ヲ採ルコト

(三) 支部俱樂部トシテ適當ノ家ヲ物色借入レルコト

(四) 罷業打切後出張所長産負等ニ於テ後業負ニ對シ彈圧ヲ下シツ、アルヲ以テ出張所長ニ抗議ヲ為スコト

尚本件ハ本月二十一日開催ノ自動車部會ニ提議スルコト等ヲ決定シ十時散會セルカ二十一日午後一時十分支部

代表者植村 栄塚 井淵 大和田 田中 井上等 村松 新谷出張所長ヲ訪問別記(九)ノ如キ決議文ヲ手交シタル後

(七) 柳島支部

代表者ヨリ部會員ノ強制乗務車掌体退室ノ移動各監督産負ノ暴言等ニ對スル抗議ヲ為シ午後二時退出セリ

尚今支部ニ在リテハ別記(十)「發禁」(出)「發禁」ノ如キアジビラヲ發行セリ

(八) 錦糸堀支部

五月二十二日附柳島支部ニユース第十一號(別記(七)ヲ發行セルカ發禁處分ニ附セリ

本月二十一日支部俱樂部ニ於テ評議員會ヲ開催協議ノ結果

- (一) 支部ニユースヲ發行スルコト
- (二) 被解雇者海野青木 荻野高橋ノ四名ニ對シテハ月六十圓其他ノ四名ニ對シテハ月二十圓ヲ補給スルコト
- (三) 支部基金ヲ即時五圓定支出スルコト